

平成30年度 行政評価 施策カルテ

施策名	4 食品安全性の向上
-----	------------

施策主管課	生活衛生課	総合計画記載頁	98ページ
-------	-------	---------	-------

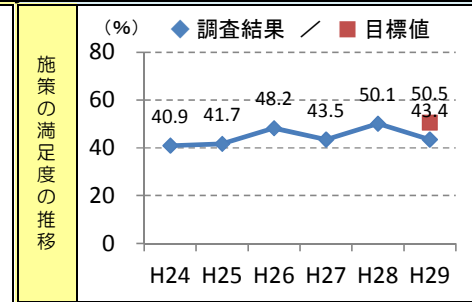
1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	6 日常生活の安心感を高める	政策の達成目標 (基本施策目標)	地域社会や事業者、行政が連携して、日常生活を取り巻く、さまざまな不安を解消し、市民が安全で安心した生活を送っています。
------	-----------------------------	----------------	----------------	---------------------	---

2 施策の取組状況

施策目標	市民が、安全な食生活を送っています。
------	--------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果 指標3	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	食品関係施設の監視率(%)	単年度目標値	95.0	96.0	97.0	98.0	99.0			100.0	A	調査結果	施策の満足度(%)	40.9%	41.7%	48.2%	43.5%		50.1%
現状値			94.0	実績値	94.8	95.7	96.7	97.6	100.0	100.0	目標値(H29)				50.5%	前年度からの増減	0.8pt	6.5pt	-4.7pt	6.6pt
目標値(H29)		100%	単年度の達成度	99.80%	99.70%	99.70%	99.60%	101%	100%	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)	B									
指標2	現状値	単年度目標値	/	/	/	/	/	/	【参考】中核市等との水準比較	中核市平均	2.13	1.84	2.22	1.87	1.78	2.26	/			
		実績値	/	/	/	/	/	/			中核市での本市の順位	39位/41位中	12位/41位中	26位/42位中	19位/43位中	10位/45位中		26位/48位中		
	目標値(H29)	単年度の達成度	/	/	/	/	/	/			中核市平均	/	/	/	/	/		/	/	/
指標3	現状値	単年度目標値	/	/	/	/	/	/	/	中核市での本市の順位	実績値	/	/	/	/	/	/	/		
		実績値	/	/	/	/	/	/			/	/	/	/	/	/				
	目標値(H29)	単年度の達成度	/	/	/	/	/	/			/									



※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

評価項目	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上(+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準(±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下(-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり(主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ(主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調:(A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調:(主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている:(C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 近年の食中毒発生状況を見ると、ノロウイルスによる食中毒の患者数が最も多く、特に大量に食品を調理する給食施設や弁当調理施設などにおいて、ノロウイルス食中毒が発生した場合、大規模な食中毒となる傾向がある。 国において、生食用牛肉の規格基準が設定されるなど食肉の生食による食中毒防止対策を講じているところだが、法令で規制されていない鶏肉の生食等によるカンピロバクター食中毒が全国で依然として多発している状況である。 より安全性の高い食品を提供できるよう、全ての食品事業者を対象としたHACCPの考え方に基づく衛生管理の導入を盛り込んだ食品衛生法の改正が予定されている。 	市民満足度	県外におけるさざみのりを原因とした学校給食の大規模食中毒や、スーパー等で販売された食品を原因とする腸管出血性大腸菌O157食中毒が関東地方において広域的に発生するなど、身近な食に関する事件発生が重なり、市民の不安が増加し、満足度が低下したと考えられる。	総合評価	73点
施策指標	食品の安全性を確保するため、食品衛生監視指導計画に基づき計画的に監視を実施するほか、広域流通食品の製造施設や幼児・高齢者に給食を提供する施設など、食中毒が発生した場合に影響の大きい施設を重点対象とし、効果的に監視指導を実施した結果、監視率は目標を達成した。				概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	事業内容		事業の 進捗状況	H29 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	食品衛生監視指導業務	○★	食品の安全確保の推進	食品営業施設及び学校、 病院、社会福祉施設等 の集団給食施設	・食品営業施設等の監視及び 収去検査(食品抜き取り検査)	計画どおり	1,658	H8		食品の安全を確保するため、食品の製造・加工・流通・販売等の各過程に応じた監視指導や市内流通食品等の抜き取り検査を計画的に実施していく。また、スーパー等の大規模販売施設などについても指導の徹底を図り、その結果について関係団体に情報提供を行い、自主的な衛生管理を促進していく。
2	食品健康危害防止対策	○★	HACCPによる衛生管理の 導入促進	食品製造事業者	・HACCP導入型基準による衛生 管理の推進	計画どおり	2,785	H17		市民に、より安全性の高い食品を提供できるよう、HACCPの導入を検討している広域流通食品製造事業者対象の研修会を開催するなど、引き続きHACCPの導入を促進する。また、HACCPの制度化は、全食品事業者が対象となることから、新たに中小規模事業者を対象としたHACCPの考え方に基づく衛生管理手法に関する研修会を食品関係団体と連携し開催するなど、HACCPによる衛生管理の導入を促進し、食中毒等の未然防止に努めていく。
3	自主管理体制の強化推進事業	○★	食品事業者の自主衛生管理 の向上	食品事業者	・食品衛生協会と連携した巡回 指導等の実施	計画どおり	3,461	H8		食品営業施設における衛生水準、衛生意識の向上を図るため、食品衛生協会と連携して巡回指導等を実施するとともに、HACCPの普及を一層推進するため、巡回指導にあたる食品衛生推進員等に対する研修会等を行い、事業者へのHACCPの理解促進に活用することにより、自主衛生管理の促進を図っていく。
4	食品衛生検査事務		食品衛生や生活衛生の安全 性確保に係る行政指導に必 要な検査データの提供	食品衛生及び生活衛生 所管課	・食品や生活衛生の安全を確 認するための検査の実施と データ提供	計画どおり	9,400	H8		食品衛生や生活衛生の安全性確保に資するため、担当課から依頼される検査について、迅速かつ正確に実施するとともに、農産物の残留農薬などに対する検査項目の拡充や効率的な検査方法の確立に関する調査研究に取り組んでいく。
5	食肉衛生検査業務	○★	安全・安心な食肉の提供	市民(消費者) (株)栃木県畜産公社 家畜生産者	・と畜場で定められたと畜検 査(BSE検査を含む)の実施 ・食中毒菌等による食肉の汚 染を防ぐための衛生検査の実 施 ・食品衛生法に基づく動物用 医薬品等残留有害物質検査の 実施	計画どおり	7,740	H8		食肉の安全性を確保するため、と畜検査を適正に実施するとともに、特定部位の適正管理によるBSE対策や食中毒菌等による枝肉の汚染防止対策、食肉中の動物用医薬品等残留有害物質検査などの取組を推進していく。また、と畜検査により得られた疾病情報を当該生産者へ還元し、生産者が対策を講じることにより、健康な家畜搬入を目指す。
				(株)栃木県畜産公社	・HACCP導入の促進	計画どおり	-	H26		と畜場HACCPの導入が円滑に実施されるよう、積極的な助言・指導を行うとともに、導入後のHACCP運用について検証を行うなど、より積極的に監視指導を行い、HACCP手法による自主衛生管理を促進していく。
6	食品衛生検査施設信頼性確保		食品衛生検査施設における 信頼性の確保	衛生環境試験所・食肉衛 生検査所	・食品衛生法に基づき、食品衛 生検査施設に対し、内部点検 及び外部精度管理調査を実施	計画どおり	233	H9		食品衛生検査施設に対し、検査等の業務管理について定期的に内部点検を行うとともに、第三者機関による外部精度管理調査を実施させ、検査精度の向上を図っていく。
7	食品安全知識普及啓発事業	○★	食品安全に関する情報提供 の推進	市民	・ホームページや情報誌への食 品安全情報の掲載 ・出前講座、食品安全フェア、 消費者教室、親子食品安全教 室、食品安全講演会、食品安 全セミナーの開催	計画どおり	656	H8		市民に対し、食中毒予防や食品に係る問題などの適切な情報を提供するなど、食品に関する正しい知識を普及するほか、より一層、食品に対する理解を深めてもらうため、食品の安全性に関する基礎的な知識を学校や地域で学習できる取組を推進していく。
8	食品衛生・感染症対策推進事業		食品衛生や感染症対策など に係る事業者に対する技術 支援及び市民向け情報発信	市民、事業者	・事業者向け研修会の開催 ・親子教室の開催 ・出前講座の開催 ・食品安全フェアの共催	計画どおり	15	H27		研修指導については、食品関係事業者や医療関係者、環境対策に係る事業者の資質向上のため、検体の適正な取扱いについて技術支援に取り組んでいく。また、情報発信については、市民への正しい知識の普及と市民の不安解消に資するため、市民生活に密着した食品・環境等のわかりやすい情報提供に取り組んでいく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	方向性
<p>◆大規模化する傾向の高いノロウイルス食中毒が依然として発生しているほか、鶏肉の生食や加熱不足などについてはカンピロバクター食中毒のリスクが高いことから、食品事業者や市民に向けた食中毒対策の更なる充実が必要である。</p> <p>◆より安全性の高い食品が提供されるよう、食品事業者や食肉事業者に対し、HACCP導入に向けたきめ細かな技術的支援を積極的に行っているところであるが、その導入が一部の広域流通食品製造施設に限られていることから、今後のHACCP導入の義務化に向けて全ての食品事業者に対し、より効果的な手法により導入を促進する必要がある。</p>	<p>〈施策全般〉</p> <p>◆市民が安全な食生活が送れるよう第2次宇都宮市食品安全推進計画(平成26年度～平成30年度)に基づき、食品関係施設等への監視指導や流通食品の抜き取り検査及びと畜検査の充実、食品事業者への自主衛生管理の促進などにより、食品の安全を確保するとともに、市民の食の安全性に対する理解促進を図っていく。</p> <p>〈主要事業〉</p> <p>◆食品健康危害防止の推進 市民により安全性の高い食品や食肉を提供できるよう、食品事業者や食肉事業者を対象としたHACCP導入に向けた指導・助言をするなど、HACCP導入の促進や、宇都宮市食品安全条例に基づく「自主回収届出制度」を推進していく。食品営業施設における衛生水準・衛生意識の向上や自主衛生管理の徹底を図るため、引き続き宇都宮食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員による巡回指導を支援していく。</p> <p>◆食品衛生監視指導の充実 食中毒の未然防止を図るため、計画的な監視を実施していくほか、重症化するおそれのある高齢者や幼児等利用者層が幅広い大規模販売施設に対し、ATP拭き取り検査を実施し、調理器具等の洗浄・消毒について重点監視を行うほか、食肉の生食や加熱不足に起因する食中毒の未然防止を図るため、鶏肉を提供する施設を中心に、生又は加熱不足の食肉を提供するリスクについてリーフレット等を活用し、効果的な啓発をしていく。</p> <p>◆食品安全知識の普及啓発 市民の食品の安全性に関する知識を普及するため、食中毒予防や食品表示などについて学習できる取組を推進していくほか、食品事業者の取組について市民の理解を深める機会を増やしていく。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>